## 平成 21 年 度

## 総務省 一般会計省庁別財務書類

〔留意事項〕

- 本財務書類は，「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- 一般会計省庁別財務書類は，各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し，各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり，各省庁が会計的に独立しているもの ではない点にご留意下さい。
－一般会計省庁別財務書類を充分理解して頂くため，「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。


## 貸 借 対 照 表

|  | 前会計年度 （平成21年 | 本会計年度 （平成 22 年 |  | 前会計年度 <br> （平成21年 | 本会計年度 （平成22年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜資 産 の 部＞ | 今フ1 | 3月31日） | ＜負 債 の 部＞ | 3月31日） | 3月31日） |
| 未収金 | 1，275 | 989 | 未払金 | 181， 140 | 163， 824 |
| 前払費用 | 2 | 3 | 賞与引当金 | 3，252 | 3， 049 |
| その他の債権等 | 1，717， 443 | 3，303， 951 | 退職給付引当金 | 86， 877 | 86， 856 |
| 貸倒引当金 | $\triangle 325$ | $\triangle 194$ | 恩給引当金 | 5，013， 245 | 4，224， 784 |
| 有形固定資産 | 197， 460 | 198，351 | その他の債務等 | 6，226， 185 | 6，250， 327 |
| 国有財産（公共用財産 を除く） | 167， 060 | 163， 009 |  |  |  |
| 土地 | 106， 257 | 106， 079 |  |  |  |
| 立木竹 | 169 | 169 |  |  |  |
| 建物 | 43，198 | 41，026 |  |  |  |
| 工作物 | 17，228 | 15，603 | 負 債 合 計 | 11，510， 700 | 10，728， 842 |
| 航空機 | 205 | 129 |  |  |  |
| 物品 | 30，400 | 35，342 | ＜資産•負債差額の部＞ |  |  |
| 無形固定資産 | 14， 757 | 11，865 | 資産•負債差額 | $\triangle 6,503,154$ | $\triangle 3,608,743$ |
| 出資金 | 3，076， 931 | 3，605， 131 |  |  |  |
| 資 産 合 計 | 5，007， 545 | 7，120，098 | $\begin{array}{lccccc} \hline \text { 負 } & \text { 債 } & \text { ひ } & \text { 資 } & \text { 産 } & \text { 「 } \\ \text { 貝 } & \text { 債 } & \text { 差 } & \text { 額 } & \text { 合 計 } \\ \hline \end{array}$ | 5，007，545 | 7，120，098 |

## 業務費用計算書

（単位：百万円）

|  | （自 | 前会計年度 <br> 平成20年4月1日） <br> 平成21年3月31日） |  | 本会計年度 <br> 平成21年4月1日） <br> 平成 22 年 3 月 31 日） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 人件費 |  | 48，597 |  | 49，751 |
| 賞与引当金繰入額 |  | 3，154 |  | 2，698 |
| 退職給付引当金繰入額 |  | 5，576 |  | 7， 090 |
| 恩給費 |  | 393 |  | 343 |
| 恩給引当金繰入額 |  | 228， 280 |  | 154， 080 |
| 補助金等 |  | 515， 372 |  | 4，044， 391 |
| 委託費等 |  | 79，678 |  | 160， 840 |
| 独立行政法人運営費交付金 |  | 45，479 |  | 45，248 |
| 政党助成費 |  | 32，097 |  | 32， 089 |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入 |  | 13，773，648 |  | 15，010， 836 |
| 庁費等 |  | 36，507 |  | 40， 885 |
| その他の経費 |  | 2，876 |  | 2，899 |
| 減価償却費 |  | 21，034 |  | 20，682 |
| 貸倒引当金繰入額 |  | 830 |  | 194 |
| 資産処分損益 |  | 314 |  | 725 |
| 本年度業務費用合計 |  | 14，793， 842 |  | 19，572，758 |

資産•負債差額増減計算書
（単位：百万円）


## 区分別収支計算書

I 業務収支

1 財源
主管の収納済歳入額
配賦財源
財源合計
2 業務支出
（1）業務支出（施設整備支出を除く）

> 人件費

恩給費
補助金等
委託費等
独立行政法人運営費交付金
政党助成費
交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入庁費等の支出

その他の支出
業務支出（施設整備支出を除く）合計
（2）施設整備支出
建物に係る支出
工作物に係る支出
施設整備支出合計
業務支出合計
業務収支

II 財務収支
財務収支

本年度収支
翌年度歳入繰入
本年度末現金•預金残高

## 1 重要な会計方針

（1）減価償却の方法等
（1）有形固定資産
国有財産（公共用財産を除く）については，国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づ く定率法によっている。
物品については，「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく，残存価額 を取得原価の $10 \%$ とした定額法によっている。
（2）無形固定資産
ソフトウェアについては，利用可能期間（5 年）の開発費等の累計額を資産価額とし，利用可能期間に基づく定額法によっている。
（2）出資金の評価基準及び評価方法
（1）市場価格のないもの
全て「国有財産法」の規定により政府出資等として管理されている出資金であり，会計年度末にお ける国有財産台帳価格によって評価している。
なお，日本郵政株式会社の出資金に係る国有財産台帳価格については，同社の連結貸借対照表の純資産額に基づいて算定されている。
（3）引当金の計上基準及び算定方法
（1）貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため，主として過去 3 年間の貸倒実績率に基づく回収不能見込額 に加え，個別の債権ごとの回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上している。
（2）賞与引当金
6 月支給分の期末手当及び勤勉手当の見达額について，それぞれ本会計年度の期間に対応する部分 （期末手当及び勤勉手当の 6 月支給分の 4／6）を計上している。
（3）退職給付引当金
退職手当に係る退職給付引当金については，自己都合による期末要支給額を，次の計算方法により計上している。

- 基本額 $\cdots$ 勤続年数別の職員数 $\times$ 平均給与 $\times$ 自己都合退職手当支給率
- 調整額 …「国家公務員退職手当法」第 6 条の 4 に定められた区分別の職員数 $\times$ 想定され る調整月額単価 $\times 60$ ヶ月
国家公務員共済年金のらち，整理資源（昭和 34 年 10 月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については，将来給付見达額の割引現在価値を計上している。

「国家公務員災害補償法」に基づく補償のらち，遺族補償年金に係る引当金については，「支給率×平均給与 $\times$ 割引率」により算出し，遺族特別給付金（年金）に係る引当金については，「遺族補償年金 に係る引当金の額 $\times$ 特別支給率」により算出した額を計上している。
（4）恩給引当金
恩給に係る引当金については，将来給付見込額を受給者見込数，改訂率見込，割引率を用いて計算 した額を計上している。
（4）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
（1）消費税等の会計処理方法
消費税等の会計処理は，税込方式によっている。
（2）退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について
－平均給与上昇率 ：2．5\％
（平成 21 年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率による）
－割 引 率 ：4．1 \％
（平成 21 年財政検証で用いられている長期的な運用利回りによる）

## 2 偶発債務

（1）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
（単位：百万円）

| 訴訟の略称 | 請求金額 | 事件番号 | 訴訟の概要 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公務扶助料不支給処分取消請求上告受理申立て事件 | 42 | 最高裁判所第三小法廷平成 21 年（行七）第 441号 | 昭和 28 年 4 月から平成 12 年 3 月ま での公務扶助料及び延滞損害金の支払を請求 |
| 住民基本台帳ネットワークシ ステム差止等請求上告及び上告受理事件 | 17 | 最高裁判所平成 22 年 （才）第1121号最高裁判所平成 22 年 （受）第 1361 号 | 国，北海道及び地方自治情報センタ <br> ーが連帯被告 |
| 損害賠償請求等事件 | 0 | 東京地方裁判所 平成 21年（7）第 37167 号他1件 | 地上デジタル放送化に伴う損害賠償の支払を請求 |

（注）訴訟の見込，結果にかかわらず，平成 22 年 3 月 31 日現在の請求金額を記載している。
（2）その他主要な偶発債務
政府は，「法人に対する政府の財政支援の制限に関する法律」（昭和二十一年法律第二十四条）第三条 の規定にかかわらず，次に掲げるものに係る独立行政法人郵便貯金•簡易生命保険管理機構の債務を保証している。
（1）郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払
（2）旧簡易生命保険契約に基づく保険金，年金等の支払

3 翌年度以降支出予定額
（1）歳出予算の繰越し
歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 1 ，273，150百万円
（2）国庫債務負担行為
国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 57，283百万円

4 追加情報
（1）出納整理期間
出納整理期間が設けられており，出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもつて会計年度末の計数としている。
（2）表示科目の説明
（1）貸借対照表
ア 資産の部

- 「未収金」には，返納金債権，損害賠償金債権，電波利用料債権及び延滞金債権等を計上している。
- 「前払費用」には，自賠責保険料の既支払額のうち，契約期間が未経過の部分を計上している。
- 「その他の債権等」には，特定国有財産整備特別会計への前渡不動産及び交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入にかかる未精算額を計上している。
－「貸倒引当金」には，返納金債権，電波利用料債権及び延滞金債権等に対する貸倒見積額を計上し

ている。
－「国有財産（公共用財産を除く）」には，非償却資産については国有財産台帳価格を基礎とした価額，償却資産については国有財産台帳価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上して いる。

- 「土地」には，主に庁舎敷地を計上している。
- 「立木竹」には，主に庁舎敷地上の立木竹を計上している。
- 「建物」には，主に庁舎建物を計上している。
- 「工作物」には，主に庁舎建物に係る建物附属設備を計上している。
- 「航空機」には，主に航空機を計上している。
- 「物品」には，取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品について，取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
－「無形固定資産」には，電話加入権等については取得価格，ソフトウェア等については取得に要し た費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。
－「出資金」には，国有財産として管理されている政府出資のうち，政策目的をもって保有している ものを計上している。
イ 負債の部
- 「未払金」には，児童手当，公務災害補償費及び未払恩給給付金を計上している。
- 「賞与引当金」には，6月支給の期末手当•勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- 「退職給付引当金」には，退職手当，整理資源及び遺族補償年金に係る引当金を計上している。
- 「恩給引当金」には，恩給給付費に係る引当金を計上している。
- 「その他の債務等」には，特定国有財産整備特別会計への未渡不動産及び交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額を計上している。
（2）業務費用計算書
－「人件費」には，決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当，非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費•委託費」に該当 するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に，児童手当の未払金や退職手当，賞与及び国家公務員災害補償年金に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上して いる。
－「賞与引当金繰入額」には，6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属す る部分を計上している。
- 「退職給付引当金繰入額」には，退職給付引当金への繰入額を計上している。
- 「恩給費」には，恩給支払額のうち，総務省一般会計分を控除した額を計上している。
- 「恩給引当金繰入額」には，恩給引当金への繰入額を計上している。
- 「補助金等」には，決算書の使途別分類が「補助費•委託費」に該当するもののうち，「補助金等に係 る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当するものを計上して いる。
－「委託費等」には，委託費，交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く），分担金及び拠出金を計上している。
－「独立行政法人運営費交付金」には，独立行政法人平和祈念事業特別基金，独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
－「政党助成費」には，「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金を計上してい る。
－「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には，区分別収支計算書の「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入額」に，貸借対照表における「その他の債権等」の「交付税及び譲与税配付金特別会計への未精算額」の減少額及び「その他の債務等」の「交付税及び譲与税配付金特別会計への

未繰入額」の増加額を加算した金額を計上している。
－「庁費等」には，決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち，他の科目 で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
－「その他の経費」には，決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。

- 「減価償却費」には，有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- 「貸倒引当金繰入額」には，債権等の貸倒れに伴ら費用及び損失の見込額のらち，当該年度に係る額 を計上している。
－「資産処分損益」には，有形固定資産及び無形固定資産等の除却等の処分に伴い生じた損益を計上し ている。
（3）資産•負債差額增減計算書
- 「前年度末資産•負債差額」には，前年度の貸借対照表の「資産•負債差額」の額を計上している。
- 「本年度業務費用合計」には，業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- 「主管の財源」には，弁償及返納金，電波利用料収入，雑入等を計上している。
- 「配賦財源」には，業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- 「無償所管換等」には，省庁間等の無償所管換等を計上している。
- 「資産評価差額」には，出資金の評価差額（強制評価減に係るものを除く）及び国有財産の台帳価格 の改定に伴ら評価差額等を計上している。
－「本年度末資産•負債差額」には，本年度の貸借対照表の「資産•負債差額」の額を計上している。 （4）区分別収支計算書


## ア 業務収支

- 「主管の収納済歳入額」には，総務省主管の収納済歳入額を計上している。
- 「配賦財源」には，業務支出の合計（支出済歳出額）と主管の収納済歳入額との差額を計上してい る。
－「人件費」には，決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののらち職員等に係るもの（職員 の手当，非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費•委託費」 に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
－「恩給費」には，「共済制度移行前の退職文官等」及び「旧軍人」並びに「その遺族」に対する恩給費の支出済額を計上している。
－「補助金等」には，決算書の使途別分類が「補助費•委託費」に該当するもののらち，「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第 2 条第 1 項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
－「委託費等」には，委託費，交付金（運営費交付金及び国有資産所在市町村交付金を除く），分担金，拠出金を計上している。
－「独立行政法人運営費交付金」には，独立行政法人平和祈念事業特別基金，独立行政法人情報通信研究機構及び独立行政法人統計センターに対する運営費交付金を計上している。
－「政党助成費」には，「政党助成法」に基づき交付の対象となる政党に対しての交付金の支出済額 を計上している。
－「交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入」には，「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金，地方特例交付金及び借入金等の利子の財源として交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れた額を計上している。
－「庁費等の支出」には，決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち，施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
－「その他の支出」には，決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独 の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- 「建物に係る支出」には，主に庁舎建物に係る支出を計上している。
- 「工作物に係る支出」には，主に庁舎建物における建物附属設備に係る支出を計上している。
- 「業務収支」には，財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。
（3）その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報
（1）百万円未満切り捨てのため，合計が一致しないことがある。
（2）百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し，該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。
（3）重要な会計処理の誤謬の修正
ア 前年度における貸倒引当金が過小計上であることが判明し，本年度において修正を行った。この修正により，本年度の貸借対照表において，貸倒引当金が 24 百万円増加し，資産•負債差額が同額減少している。また，資産•負債差額増減計算書において，無償所管換等が同額減少している。
イ 前年度における国有財産の建物及び工作物に係る無償所管換等が過大計上であることが判明し，本年度において修正を行った。この修正により，本年度の貸借対照表において，国有財産（公共用財産を除く）の建物が 6 百万円及び工作物が 1 百万円減少し，資産•負債差額が 8 百万円減少して いる。また，資産•負債差額増減計算書において，無償所管換等が 8 百万円減少している。


## 附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細
（1）資産項目の明細
（1）未収金の明細

| 内容 | （単位：百万円） |  |  |  |  |
| :--- | :--- | ---: | :---: | :---: | :---: |
| 返相手先 | 本年度末残高 |  |  |  |  |
| 縜害賠償金債権 | 恩給給付金受給者 | 716 |  |  |  |
| 電波利用料債権 | 恩給給付金受給者等 | 156 |  |  |  |
| 延滞金債権 | 無線局の免許人 | 69 |  |  |  |
| その他 | 恩給給付金受給者等 | 44 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |  | 3 |

（2）その他の債権等の明細
（単位：百万円）

| 債権の種類 | 相手先 | 本年度末残高 | 債権の内容等 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入に係る未精算額 | 交付税及び譲与税配付金特別会計 | 3，303， 799 | 「旧地方交付税法」附則第4条の 2第5項及び第6項の規定に基づ き，後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされてい る額 |
| 特定国有財産整備特別会計へ の前渡不動産 | 特定国有財産整備特別会計 | 152 | 新施設の引渡しを受けていない が，旧施設を相手先に引継いだも の |
| 合計 |  | 3，303，951 |  |

（3）貸倒引当金の明細


| （単位：百万円） |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区分 | 前年度末残高 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 本年度減価償却額 | 評価差額 （本年度発生分） | 本年度末残高 |
| （有形固定資産） |  |  |  |  |  |  |
| 国有財産（公共用財産除く） | 167， 060 | 169 | 326 | 3， 893 | － | 163， 009 |
| 行政財産 | 166， 978 | 169 | 324 | 3， 889 | － | 162， 933 |
| 土地 | 106， 215 | － | 175 | － | － | 106， 040 |
| 立木竹 | 169 | － | 0 | － | － | 169 |
| 建物 | 43，173 | 27 | 86 | 2，111 | － | 41， 003 |
| 工作物 | 17，213 | 141 | 62 | 1，702 | － | 15，590 |
| 航空機 | 205 | － | － | 75 | － | 129 |
| 普通財産 | 81 | － | 1 | 3 | － | 75 |
| 土地 | 41 | － | 1 | － | － | 39 |
| 建物 | 25 | － | － | 2 | － | 23 |
| 工作物 | 14 | － | － | 1 | － | 13 |
| 物品 | 30， 400 | 17，051 | 871 | 11，238 | － | 35， 342 |
| 小計 | 197， 460 | 17， 220 | 1，197 | 15，132 | － | 198， 351 |
| （無形固定資産） |  |  |  |  |  |  |
| ソフトウェア | 14，647 | 2，657 | － | 5，550 | － | 11，754 |
| 電話加入権 | 110 | 1 | 0 | － | － | 111 |
| 小計 | 14，757 | 2，658 | 0 | 5，550 | － | 11，865 |
| 合計 | 212，217 | 19，879 | 1，198 | 20，682 | － | 210，216 |

（5）出資金の明細
ア 出資金の増減の明細

| （単位：百万円） |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 法人名等 | 前年度末残高 | 評価差額の 戻入 | 本年度増加額 | 本年度減少額 | 評価差額（本年度発生分） | 強制評価減 | 本年度末残高 |
| ○特殊会社 |  |  |  |  |  |  |  |
| 日本郵政株式会社 | 2，932，961 | $\triangle 65,009$ | － | － | 597，394 | － | 3，465， 346 |
| ○独立行政法人 |  |  |  |  |  |  |  |
| 情報通信研究機構（一般勘 定） | 79，287 | 5，816 | － | － | $\triangle 7,705$ | － | 77， 398 |
| 平和祈念事業特別基金 | 21，646 | $\triangle 1,646$ | － | － | 1，698 | － | 21，698 |
| 郵便貯金•簡易生命保険管理 | 43， 035 | $\triangle 36,035$ | － | － | 33，688 | － | 40，688 |
| 合計 | 3，076，931 | $\triangle 96,875$ | － | － | 625， 075 | － | 3，605，131 |

イ 市場価格のない出資金の純資産額等の明細

| （単位：百万円） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 出資先 | 資産 <br> （A） | 負債 <br> （B） | 純資産額 $(\mathrm{C}=\mathrm{A}-\mathrm{B})$ | 資本金 <br> （D） | 一般会計から の出資累計額 （E） | 出資割合 （ $\mathrm{F}=\mathrm{E} / \mathrm{D}$ ）\％ | 純資産額に よる算出額 $(\mathrm{G}=\mathrm{C} \times \mathrm{F})$ | 貸借対照表計上額（国有財産台帳価格） | 使用財務諸表 |
| ○特殊会社 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 日本郵政株式会社 | 9，625，504 | 1，360， 180 | 8，265， 323 | 8，003， 856 | 2，867， 952 | 35．83\％ | 2，961， 465 | 3，465， 346 | 法定財務諸表 |
| ○独立行政法人 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 130， 024 | 52，626 | 77，398 | 85，104 | 85，104 | 100\％ | 77，398 | 77，398 | 法定財務諸表 |
| 平和祈念事業特別基金 | 25，389 | 3，690 | 21，698 | 20，000 | 20，000 | 100\％ | 21，698 | 21，698 | 法定財務諸表 |
| $\begin{array}{l}\text { 郵便貯金•簡易生命保険管 } \\ \text { 理機構 }\end{array}$ | 81，157， 623 | 81，116， 935 | 40，688 | 7， 000 | 7，000 | 100\％ | 40，688 | 40，688 | 法定財務諸表 |
| 合計 | 90，938， 541 | 82，533， 432 | 8，405， 108 | 8，115，960 | 2，980， 056 |  | 3，101， 250 | 3，605，131 |  |

（2）負債項目の明細
（1）未払金の明細

| （単位：百万円） |  |  |
| :--- | :--- | ---: |
| 内容 | 相手先 | 本年度末残高 |
| 児童手当 | 職員 | 17 |
| 公務災害補償費 | 遺族及び職員（退職者を含む） | 8 |
| 末払恩給給付金 | 恩給給付金受給者 | 163,797 |
| 合計 |  | 163,824 |

（2）退職給付引当金の明細

| （単位：百万円） |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区分 | 前年度末残高 | 本年度取崩額 | 本年度増加額 | 本年度末残高 |
| 退職手当に係る引当金 | 53， 305 | 4， 103 | 6， 047 | 55， 250 |
| 整理資源に係る引当金 | 32，768 | 2，454 | 546 | 30，860 |
| 国家公務員災害補償年金に係 る引当金 | 802 | 37 | $\triangle 18$ | 746 |
| 合計 | 86，877 | 6，596 | 6，576 | 86，856 |

（3）恩給引当金の明細

|  |  |  |  |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 区分 | 単位：百万円） |  |  |  |
| 年度末残高 | 本年度取崩額 | 本年度増加額 | 本年度末残高 |  |
| 恩給給付費に係る引当金 | $5,013,245$ | 721,843 | $\triangle 66,616$ | $4,224,784$ |
| 合計 | $5,013,245$ | 721,843 | $\triangle 66,616$ | $4,224,784$ |

（4）その他の債務等の明細

|  |  | 位：白万 |
| :---: | :---: | :---: |
| 債務の種類 | 相手先 | 本年度末残高 |
| 交付税及び譲与税配付金特別会計への未繰入額 | 交付税及び譲与税配付金特別会計 | 6，250，285 |
| 特定国有財産整備特別会計への 未渡不動産 | 特定国有財産整備特別会計 | 42 |
| 合計 |  | 6，250，327 |

2 業務費用計算書の内容に関する明細
（1）組織別の業務費用の明細


（2）補助金等の明細

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜補助金＞ |  |  |  |
| 市町村合併体制整備費補助金 | 市町村 | 8，778 | 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和 40年法律第6号）第2条第1項の市町村の合併 に関し，同条第2項の合併市町村が実施する事業に要する経費に対する補助 |
| 過疎地域集落整備事業費補助金 | 市町村等 | 179 | 過疎地域の自立促進を推進するための集落整備事業等に要する経費に対する補助 |
| 地域間交流施設整備事業費補助金 | 市町村等 | 138 | 過疎地域の自立促進を推進するための地域間交流施設の整備に要する経費に対する補助 |
| 独立行政法人情報通信研究機構施設整備費補助金 | 独立行政法人情報通信研究機構 | 46 | 独立行政法人情報通信研究機構の研究施設の整備に要する経費に対する補助 |
| 情報通信利用促進支援事業費補助金 | 独立行政法人情報通信研究機構 | 533 | 情報通信利用促進支援に要する経費の独立行政法人情報通信研究機構に対する補助 |
| 情報通信人材研修事業費補助金 | 民間団体等 | 94 | 情報通信分野の専門的な知識及び技能を有す る人材を育成するための情報通信人材研修を支援する事業に要する経費に対する補助 |
| 情報通信技術開発支援事業費補助金 | 独立行政法人情報通信研究機構 | 42 | 情報通信技術の開発支援に要する経費の独立行政法人情報通信研究機構に対する補助 |
| 政府開発援助通信•放送国際協力振興事業費補助金 | 財団法人放送番組国際交流センター，財団法人海外通信•放送コン サルティング協力 | 35 | 財団法人放送番組国際交流センター，財団法人海外通信•放送コンサルティング協力が行 ら通信•放送国際協力事業に要する経費に対 する補助 |
| 省エネルギー型地上デジタ ルテレビジョン普及加速対策費補助金 | 非営利法人 | 148， 366 | 省エネ性能の高い家電の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進，経済の活性化及び地上 デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的とした事業を実施するための基金を造成 する事業に対する補助 |
| 情報通信格差是正事業費補助 | 地方公共団体等 | 1，657 | 情報通信格差を是正するため，地方公共団体等が実施する地域イントラネット基盤施設等 の整備に要する経費に対する補助 |
| 電波遮へい対策事業費等補助金 | 社団法人移動通信基盤整備協会等地方公共団体等 | 22，497 | －電波法（昭和25年法律第131号）第103条の 2第4項第8号の規定により，電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信 を利用することが困難な地域において次に掲 げる設備の整備のための補助金の交付その他 の必要な援助 <br> イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局 の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備 <br> ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備 <br> －電波法（昭和 25 年法律第131号）第103条の 2第4項第9号の規定により，前号に掲げるも ののほか，電波の能率的な利用に資する技術 を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付 |
| 旧日本赤十字社救護看護婦等処遇費補助金 | 認可法人日本赤十字社 | 250 | 戦地等において戦時衛生勤務に従事した旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対して，日本赤十字社が慰労給付金を支給するために必要な経費に対する補助 |
| 定額給付金給付事業費補助金 | 市町村 | 1，716， 386 | 定額給付金給付事業に要する経費に対する補助 |
| 定額給付金給付事務費補助金 | 地方公共団体 | 35，824 | 定額給付金給付事務に要する経費に対する補助 |
| 沖縄北部特別振興対策事業費補助金 | 市町村 | 382 | 北部地域の振興事業の着実な推進に要する経費に対する補助 |
| 沖縄特別振興対策事業費補助金 | 沖縄県 | 364 | 「沖縄経済振興21世紀プラン（最終報告）」 に盛り込まれた諸政策の実施に要する経費に対する補助 |


| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜補助金＞ |  |  |  |
| 日本消防協会補助金 | 財団法人日本消防協会 | 43 | 火災予防思想普及事業及び消防団員の教育訓練事業に要する経費に対する補助 |
| 緊急消防援助隊設備整備費補助金 | 地方公共団体 | 5，925 | 大規模災害や特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の活動に必要な消防防災設備の整備に要する経費に対する補助 |
| 消防防災施設整備費補助金 | 地方公共団体 | 2， 775 | 地方公共団体の消防防災施設（耐震性貯水槽，高機能消防指令センター総合整備事業等）の整備に要する経費に対する補助 |
| ＜負担金＞ |  |  |  |
| 国民保護訓練費負担金 | 地方公共団体 | 71 | 「武力攻撃事態等における国民の保護のため の措置に関する法律」（平成16年法律第112号）第168条第2項に基づき，第42条第1項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第164条の規定により地方公共団体が支弁したものについては，政令で定めるものを除き，国が負担 |
| ＜交付金＞ |  |  |  |
| 定住自立圏等民間投資促進交付金 | 地方公共団体 | 4，659 | 定住自立圏等において，「あと一歩」で実現 が期待される民間の取組を支援し，園域全体 の暮らしに必要な都市機能等を確保するた め，その実施に要する経費を交付 |
| 地域情報通信技術利活用推進交付金 | 地方公共団体等 | 4， 583 | 地域の知恵と工夫を生かし，情報通信技術を導入•活用するための事業を実施することに よる地方情報化の推進を図ることに要する経費に対する補助 |
| 不発弾等処理交付金 | 地方公共団体 | 23 | 不発弾及びその他の爆発物の処理を行ら地方公共団体に対し交付 |
| 地域情報通信基盤整備推進交付金 | 地方公共団体 | 11，280 | 地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し，地域間の情報格差（デジタルディバイ ド）を是正することにより，地域住民の生活 の向上及び地域経済の活性化を図るために必要な経費を交付 |
| 日本放送協会交付金 | 特殊法人日本放送協会 | 3， 506 | 「放送法」（昭和25年法律第132号）第33条及び第35条の規定により，総務大臣が要請す る国際放送に要する費用は国が負担 |
| 特定周波数対策交付金 | 指定周波数変更対策機関（社団法人電波産業会） | 10，842 | 「電波法」（昭和25年法律第131号）第71条 の3の規定により，指定周波数変更対策機関 に対し，特定周波数変更対策業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付 |
| 地域活性化•緊急安心実現総合対策交付金 | 地方公共団体 | 5，736 | 「安心実現のための緊急総合対策」（平成 20 年8月29日「安心実現のための緊急総合対 策」に関する政府•与党会議，経済対策閣僚 会議合同会議決定）に対応して，積極的に総 合的な対策に取り組み，もって地域活性化に 資するために必要な経費を交付 |
| 地域活性化•生活対策臨時交付金 | 地方公共団体 | 402， 042 | 「生活対策」（平成20年10月30日新たな経済対策に関する政府•与党会議，経済対策閣僚会議合同会議決定）において，地域活性化等 に資するため細かなインフラ整備などを進め るために要する経費を交付 |
| 地域活性化•公共投資臨時交付金 | 地方公共団体 | 917， 093 | 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府•与党会議，経済危機対策閣僚会議合同会議決定）を踏まえ，地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ，地域 における公共投資を円滑に実施するために要 する経費を交付 |


| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜交付金＞ |  |  |  |
| 地域活性化•経済危機対策臨時交付金 | 地方公共団体 | 727， 546 | 「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府•与党会議，経済危機対策閣僚会議合同会議決定）を踏まえ，地方公共団体における地球温暖化対策，少子高齢化社会への対応，安全•安心の実現，その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細か な事業を積極的に実施するために要する経費 を交付 |
| 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 | 地方公共団体 | 11，540 | 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」 （平成21年12月8日閣議決定）を踏まえ，電線の地中化，都市部の緑化など地方公共団体 によるきめ細かなインフラ整備を支援するた めに必要な経費を交付 |
| 防災情報通信設備整備事業交付金 | 地方公共団体 | 1，140 | 全国瞬時警報システム（J－ALERT），震度情報ネットワークシステム等の防災情報通信施設を全国に一斉に整備するために必要な経費 を交付 |
| 合計 |  | 4，044， 391 |  |

（3）委託費等の明細
（単位：百万円）

| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜委託費＞ |  |  |  |
| 明るい選挙推進委託費 | 財団法人明るい選挙推進協会 | 369 | 「公職選挙法」（昭和 25 年法律第 100 号）第6条に基づく選挙の䁈発周知等のための委託 |
| 在外選挙人名簿登録事務委託費 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \text { 市町村 } \\ \text { 特別区 } \end{array}$ | 30 | 「公職選挙法」（昭和 25 年法律第 100 号）第 263条第4号の 2 及び「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」（昭和25年法律第179号）第 13 条の 3 に基づく在外選挙人名簿 録事務の委託 |
| 衆議院議員総選挙執行委託費 | 地方公共団体 <br> 特殊法人日本放送協会民間企業等 | 55，854 | 衆議院議員の任期満了に伴う平成21年度執行予定の衆議院議員総選挙の執行の委託 |
| 衆議院議員総選挙啓発推進委託費 | 地方公共団体 <br> 財団法人明るい選挙推進協会 <br> 民間企業 | 764 | 「公職選挙法」（昭和 25 年法律第 100 号）第 6条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 133 条第 1 項に基づく，衆議院議員の任期満了に伴う平成21年度執行予定の衆議院議員総選挙の䁈発周知等のための委託 |
| 最高裁判所裁判官国民審査委託費 | 地方公共団体 | 584 | 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第51条の規程により，衆議院議員総選挙と同時に行われる最高裁判所裁判官国民審査の施行に関する費用は国庫負担とされ ていることから委託費を交付 |
| 衆議院議員及参議院議員補欠等選挙執行委託费 | 地方公共団体 | 3， 053 | 衆議院議員及参議院議員補欠等選挙に必要な投票所経费等の委託 |
| ```\[ \begin{aligned} & \text { 情寺 } \\ & \text { 費 } \end{aligned} \]``` | 民間企業等 | 14，114 | 情報通信技術の高度化のための研究開発を民間団体等へ委託 |
| 情報通信技術研究開発推進委託費 | 民間企業等 <br> 独立行政法人情報通信研究機構 | 3， 893 | 1．情報通信分野における研究開発課題を広 く公募し，優れた課題について研究開発を委託 <br> 2．独立行政法人情報通信研究機構に情報通信分野における基礎研究等を委託 |
| 先導的情報通信社会基盤整備委託費 | 民間団体等 | 7，530 | 民間団体等に対し，情報通信技術を利用した 新たなサービスにながる ジェクトの実施を委託 |
| 先進的地域情報通信システ么開発委託費 | 地方公共団体等 | 3，670 | 地方公共団体等に対し，情報通信技術の利活用による地域課題の解決等に資する汎用的な情報通信技術の利活用モデルの構築を委託 |
| 電気通信利用環境整備推進委託費 | 民間団体等 | 131 | 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）に基づく迷惑 メール対策に不可欠な国内外の最新の実態等 を的確に把握•分析する業務等を民間団体等 へ委託 |
| 電波利用技術研究開発等委 | 民間企業等 <br> 独立行政法人情報通信 <br> 研究機構 | 9， 069 | 1．電波のより効率的な利用に資する技術と しておおむね 5 年以内に開発すべき技術に関 する研究開発を委託 <br> 2．周波数標準値の設定，標準電波の発射及 び標準時の通報に関する業務の委託 |
| 引揚者特別交付金支給事務地方公共団体委託費 | 都道府県 | 7 | 引揚者に対する特別交付金支給事務の委託 |
| 一般戦災死没者慰霊事業委託費 | 社団法人日本戦災遺族 | 25 | 今次大戦における戦災に関する関係資料の調査，整理等を行い，戦災の事実について記録，刊行，展示等を行らことによって，戦災 の惨禍を後世に伝えるとともに平和の尊さを再認識させ，一般戦災死没者の慰霊に資する ことを目的とする |
| 統計調查地方公共団体委託費 | 地方公共団体 | 11，790 | 1．国民の就業，不就業の状態を各月ごとに明確に把握し，失業対策その他各種行政施策 の基礎資料を得るための労働力調査等を行う 2．我が国の現況を全国及び地域別，かつ詳細に調查することにより国及び地方のきめ 細かい各種行政施策の基礎資料を得るための周期統計調查を行ら |


| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜委託費＞ |  |  |  |
| 統計調査業務地方公共団体委託費 | 地方公共団体 | 51 | 1．社会人口統計体系（SSDS）を整備すること により，社会開発計画等地域施策策定の基礎 となる都道府県，市区データの収集を行う <br> 2．統計調査員の確保を図るため公募登録制度及び調査に必要な知識を付与するための研修等を行う |
| 統計調査事務地方公共団体委託費 | 都道府県 | 10， 762 | 地方統計機構整備要綱（昭和22年7月11日閣議決定）に基づく統計調査に従事する地方公共団体の統計専任職員に要する経費 |
| 政府開発援助統計調査事務地方公共団体委託費 | 地方公共団体 | 1 | アジア太平洋統計研修所における研修の一部 としての実験調查の実施の委託 |
| 地方元気再生推進調査委託費 | 実行委員会等 | 108 | 持続可能な地方再生の取組を抜本的に進める ため，地域住民や団体の発意を受け，地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的•総合的に支援する「地方の元気再生事業」のための委託 |
| 南極地域観測委託費 | 独立行政法人情報通信研究機構 | 48 | 南極地域観測事業における観測，調査を実施 するための委託 |
| 消防防災技術研究開発委託費 | 民間団体等 | 269 | 消防防災技術研究開発の推進を図るための技術開発の委託 |
| ＜交付金＞ |  |  |  |
| 地方分権振興交付金 | 都道府県 | 139 | 地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄をデザ インした都道府県が行う記念貨幣の発行に関連して行う事業，その他，地方分権等の振興 に資する事業に対する交付金 |
| 投票人名簿システム構築交付金 | 市区町村 | 4， 430 | 日本国憲法の改正手続きに関する法律（平成 19年法律第51号）第136条第1項に基づき，国民投票に関する一切の費用は国庫負担とされ ていることから委託費を交付 |
| 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | $\begin{aligned} & \text { 東京都 } \\ & \text { 市町村 } \end{aligned}$ | 25，940 | 国は，その所有する固定資産のらち，日本国 とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに <br> 「日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律」（昭和27年法律第110号）第2条の規定 により使用させている固定資産並びに自衛隊 が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫，燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村等に対 し，毎年度，予算で定める金額の範囲内にお いて交付 |
| 施設等所在市町村調整交付金 | $\begin{aligned} & \text { 東京都 } \\ & \text { 市町村 } \end{aligned}$ | 6，600 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及 び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関 する協定第2条第1項の施設及び区域（以下「施設等」という）が所在する市町村に対 し，米軍資産に係る税制上の特例措置等によ り施設等所在市町村が受ける税財政上の影響 を考慮して，毎年度，予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付 |
| ＜分担金＞ |  |  |  |
| 国際行政学会等分担金 | 国際行政学会等 | 10 | 国際行政学会等への分担金 |
| アジア地域行政会議等分担金 | 国際都市•地方政府連合アジア太平洋支部等 | 0 | 国際都市•地方政府連合アジア太平洋支部等 への分担金 |
| 政府開発援助国際電気通信連合等分担金 | 国際電気通信連合等 | 192 | 国際電気通信連合等への分担金 |


| 名称 | 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ＜分担金＞ |  |  |  |
| 国際電気通信連合分担金 | 国際電気通信連合 | 719 | 国際電気通信連合への分担金 |
| 政府開発援助万国郵便連合分担金 | 万国郵便連合 | 30 | 万国郵便連合への分担金 |
| 万国郵便連合等分担金 | 万国郵便連合等 | 169 | 万国郵便連合等への分担金 |
| 政府開発援助国連アジア統計研修援助計画分担金 | 国際連合アジア太平洋経済社会委員会 | 171 | 国際連合アジア太平洋経済社会委員会への分担金 |
| ＜拠出金＞ |  |  |  |
| 政府開発援助アジア・太平洋電気通信共同体等拠出金 | アジア・太平洋電気通信共同体 | 208 | アジア・太平洋電気通信共同体への拠出金 |
| 国際電気通信連合等拠出金 | 国際電気通信連合等 | 65 | 国際電気通信連合等への拠出金 |
| 経済協力開発機構拠出金 | 経済協力開発機構 | 28 | 経済協力開発機構への拠出金 |
| 合計 |  | 160， 840 |  |

（4）独立行政法人運営費交付金の明細
（単位：百万円）

| 相手先 | 金額 | 支出目的 |
| :---: | ---: | :--- |
| 独立行政法人平和祈念事業特別基金 | 698 | 「独立行政法人通則法」第 46 条の規定により，財源に充てるために必要な金額の全部又は一部の交付 |
| 独立行政法人情報通信研究機構 | 34,200 | 同上 |
| 独立行政法人統計センター | 10,350 | 同上 |
| 合計 | 45,248 |  |

3 資産•負債差額増減計算書の内容に関する明細
（1）財源の明細
（1）主管の財源の明細

| （単位：百万円） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | 建物等借受者等 | 170 |
| 国有財産利用収入 | 利子収入 | 恩給給付金受給者 | 0 |
| 納付金 | 雑納付金 | 独立行政法人等 | 86 |
| 諸収入 | 許可及手数料 | 無線局の免許人等 | 960 |
| 諸収入 | 弁償及返納金 | 地方公共団体等 | 2，518 |
| 諸収入 | 電波利用料収入 | 無線局の免許人 | 64，241 |
| 諸収入 | 雑入 | 地方公共団体等 | 1，646 |
| 合計 |  |  | 69，625 |

（2）無償所管換等の明細

| 区分 | 相手先 | 金額 | 資産等の内容 | 所管換等の理由 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 財産の無償所管換等$\left(\begin{array}{l}\text {（受）}\end{array}\right.$ | 法務省 | 0 | 建物 | 名古屋合同庁舎第3号館関係 |  |
|  | 環境省 | 0 | 工作物 | 長野第1合同庁舎関係工事 |  |
|  | 特定国有財産整備特別会計 | $\triangle 49$ | その他の債権等 | 新施設の引渡しを受けていない <br> が，旧施設を相手先に引継いだ <br> もの |  |
|  | 小計 | $\triangle 48$ |  |  |  |
| 財産の無償所管換等 （渡） | 財務省 | $\triangle 31$ | 土地 | 所管換 |  |
|  | 財務省 | $\triangle 59$ | 建物 | 所管換 |  |
|  | 財務省 | $\triangle 21$ | 工作物 | 所管換 |  |
|  | 特定国有財産整備特別会計 | $\triangle 41$ | 土地 | 所管換 |  |
|  | 特定国有財産整備特別会計 | $\triangle 6$ | 建物 | 所管換 |  |
|  | 特定国有財産整備特別会計 | 0 | 工作物 | 所管換 |  |
|  | 特定国有財産整備特別会計 | $\triangle 42$ | その他の債務等 | 新施設の引渡しを受けたが，旧 施設を相手先に引継いでいない もの |  |
|  | 小計 | $\triangle 204$ |  |  |  |
| 実測と帳簿の差額 | － | $\triangle 9$ | 土地 | 実測による減 |  |
|  | － | 19 | 工作物 | 実測による増 |  |
|  | － | $\triangle 20$ | 工作物 | 実測による減 |  |
|  | － | 0 | 電話加入権 | 帪簿差額による増 |  |
|  | － | 42 | ソフトウェア | 帳簿差額による増 |  |
|  | 小計 | 33 |  |  |  |
| 誤謬修正 | － | $\triangle 95$ | 土地 | 䛊謬訂正等による減 |  |
|  | － | $\triangle 6$ | 建物 | 誤謬訂正等による減 |  |
|  | － | 16 | 工作物 | 䛊謬訂正等による増 |  |
|  | － | $\triangle 14$ | 工作物 | 誤謬訂正等による減 |  |
|  | － | 1，340 | 物品 | 誤謬訂正等による増 |  |
|  | － | $\triangle 164$ | 物品 | 誤謬訂正等による減 |  |
|  | － | $\triangle 24$ | 貸倒引当金 | 前年度貸倒引当金の一部未計上 による修正に伴うもの |  |
|  | 小計 | 1，050 |  |  |  |
| 割引率等の変更に伴う額 | － | 463 | 整理資源に係 る退職給付引当金 | 退職給付引当金算定において適用する割引率等の変更に伴う差額 |  |
|  | － | 51 | 遺族年金引当金 | 遺族年金引当金算定において適用する額引率等の変更に伴ら差 |  |
|  | － | 220，696 | 恩給引当金 | 恩給引当金算定において適用す る割引率等の変更に伴う差額 |  |
|  | 小計 | 221， 211 |  |  |  |
| 合計 |  | 222， 043 |  |  |  |

（3）資産評価差額の明細
（単位：百万円）

| 区分 | 評価差額の戻入 | 本年度発生額 | 本年度増減額 | 評価差額の発生原因 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 出資金 |  |  |  |  |
| （市場価格のないもの） | $\triangle 96,875$ | 625,075 | 528,200 | 国有財産台帳の価格改定等 |
| 合計 | $\triangle 96,875$ | 625,075 | 528,200 |  |

4 区分別収支計算書の内容に関する明細
（1）財源の明細
（1）主管の収納済歳入額の明細
（単位：百万円）

| 款 | 項 | 相手先 | 金額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国有財産利用収入 | 国有財産貸付収入 | 建物等借受者等 | 170 |
| 国有財産利用収入 | 利子収入 | 恩給給付金受給者 | 0 |
| 納付金 | 雑納付金 | 独立行政法人等 | 86 |
| 諸収入 | 許可及手数料 | 無線局の免許人等 | 960 |
| 諸収入 | 并償及返納金 | 地方公共団体等 | 2，360 |
| 諸収入 | 物品売払収入 | 民間企業 | 6 |
| 諸収入 | 電波利用料収入 | 無線局の免許人 | 64， 249 |
| 諸収入 | 雑入 | 地方公共団体等 | 1，726 |
| 合計 |  |  | 69， 561 |

## 1．総務省の所掌する業務の概要

総務省は，行政組織，公務員制度，地方行財政，選挙，消防防災，情報通信，郵政事業など，国家の基本的仕組みに関わる諸制度，国民の経済•社会活動を支える基本的システムを所管し，国民生活の基盤に広く関わる行政機能を担っている。

総務省の官房•各局等の名称及び主な所掌事務

| 官房•局の |
| :--- | :--- | :--- |
| 名称 |

2．総務省の組織及び定員
総務省の組織

（注1）政令職以上の主要組織のみを示している。
（注2）職員数は平成 21 年度末の予算定員であり，特別職を含んでいる。

| 本省 | 特別職 |  | 12 | 大臣1，副大臣2，政務官 3，秘書官 1，地方財政審議会委員（常勤） 5 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5， 238 | 事務次官 |  | 1 |  |
|  | 総務審議官 |  | 3 |  |
|  | 内部部局 | 官房 | 265 |  |
|  | 2，605 | 人事•恩給局 | 325 | 1 次長6課5官 |
|  |  | 行政管理局 | 112 | 2 課 8 官 |
|  |  | 行政評価局 | 246 | 2 課10官 |
|  |  | 自治行政局 | 186 | 2 部10課 |
|  |  | 自治財政局 | 103 | 6 課 |
|  |  | 自治税務局 | 79 | 4 課 |
|  |  | 情報通信国際戦略局 | 196 | 1 次長 7 課3官（充職2） |
|  |  | 情報流通行政局 | 279 | 1 部 13 課 |
|  |  | 総合通信基盤局 | 295 | 2 部 12 課 |
|  |  | 統計局 | 462 | 1 部 7 課 |
|  |  | 政策統括官 | 57 | 5 官 |
|  | 特別の機関 | 政治資金適正化委員会事務局 | 10 | 事務局長 |
|  | 審議会等 | 電気通信事業紛争処理委員会事務局 | 7 | 1 官 |
|  | 施設等機関 | 自治大学校 | 14 |  |
|  | 91 | 情報通信政策研究所 | 26 |  |
|  |  | 統計研修所 | 51 |  |
|  | 地方支分部局 | 管区行政評価局 | 1，096 | 行政評価支局，沖縄行政評価事務所，行政評価事務所を含む。 |
|  | 2，509 | 総合通信局 | 1，413 | 沖縄総合通信事務所を含む。 |
| 外局 | 公害等調整委員 |  | 40 | 特別職 4，一般職36 |
| 202 | 消防庁 |  | 162 | 内部部局125，施設等機関37 |
|  | 総 | 計 | 5，440 |  |

※ 審議会等 $\cdots$ 退職手当•恩給審査会，地方財政審議会，国地方係争処理委員会，電気通信事業紛争処理委員会，電波監理審議会，
総務省独立行政法人評価委員会，政策評価•独立行政法人評価委員会，情報通信審議会，情報通信行政•郵政行政審議会，
消防審議会，年金業務•社会保険庁監視等委員会，年金記録確認第三者委員会

5,440 （公調委を除くと5，400）

3．総務省所管一般会計における会計•独立行政法人等の間の財政資金の流れ

【交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税及び譲与税配付金勘定）】
－地方交付税交付金 16，111，283百万円
－地方特例交付金 462，011百万円


【独立行政法人】
－補助金等
622百万円
－委託費等
4，535百万円
－独立行政法人運営費交付金
45，248百万円
－庁費等
1，313百万円

平成21年度支出済歳出額
21, 716, 861百万円


【公益法人】
－補助金等
18，136百万円
－委託費等
820百万円

## 4．平成 21 年度一般会計の歳入歳出決算の概要

1 歳 入
歳人予算額 727 億 32 百万円に対し，収納済歳入額は 695 億 61 百万円であり，差引き 31 億 71 百万円の減少となってい る。

収納済歳入額の主なものは，

$$
\text { 電波利用料収入••••••••••••••••• } 642 \text { 億 } 49 \text { 百万円 }
$$

返納金•••••••••••••••••••• 23 億 56 百万円
雑収
16 億 88 百万円 である。

2 歳 出
歳出予算現額 23 兆 1,178 億 72 百円に対し，支出済歳出額は 21 兆 7,168 億 61 百万円，翌年度繰越額は 1 兆 3,032 億 85 百万円であり，不用額は 977 億 24 百万円となっている。

支出済歳出額の主なものは，交付税及ひ譲与税配付金特別会計～の繰入••••••16兆5，732 億 94 百万円


地域活性化•経済危機対策臨時交付金，地域活性化•公共投資臨時交付金，
地域活性化・きめ細かな臨時交付金 地域活性化•生活対策臨時交付金
－••••••••••2兆 582 億22百万円

定額給付金給付事業助成費•••••••••••1兆7，525億82百万円
恩給関係費••••••••••••••••••••7， 421 億 14 百万円
省エネルギー型地上デジタルテレビジョン普及加速対策費補助金 1， 483 億 66 百万円

科学技術振興費
478 億 15 百万円

国有提供施設等所在市町村助成交付金，施設等所在市町村調整交付金
－ 325 億40百万円
である。

5．公債関連情報
一般会計の公債の発行•管理は財務省の所掌する業務であるため，公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし，各省庁の業務実施の則源の一部は公債で調達されていることから，各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し，公債関連情報として開示して いる。仮定計算に基づく数字であるため，各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。
（1）財務省において計上されている会計年度末の公債残高，当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

- 会計年度末の公債残高
- 当該年度に発行した公債額
- 当該年度の利払費


## 5，724， 047 億円

519，549 億円
72，234億円
（2）財務省において計上されている（1）の計数を各省庁の一般会計の資産額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合，当省に配分される額は以下のとおりである。

- 会計年度末の公債残高のうち当省配分額
- 当該年度に発行した公債額のうち当省配分額
- 当該年度の利払費のうち当省配分額

1，058， 372 億円 122，985億円
13， 279 億円
（3）財務省において計上されている（1）の計数を各省庁の資産•負債差額並びに公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合，当省に配分される額は以下のとおりである。

- 会計年度末の公債残高のらち当省配分額
- 当該年度に発行した公債額のうち当省配分額
- 当該年度の利払費のうち当省配分額

1，008， 450 億円 122，985億円 12， 716 億円

